

# 「農の雇用事業」（新法人設立支援タイプ）の実施について

平成30年3月

## ＜事業概要＞

農業法人等が新たな農業法人の設立による独立を目指す者を雇用して実施する実践研修（OJT 研修）、又は当該農業法人等の経営を継承するために実施する農業生産技術や経営ノウハウなど農業法人設立に必要な技術等を習得するための実践研修等の経費の一部を助成する。

なお、従来の法人独立支援タイプは事業内容に法人化を伴う経営継承の支援を盛り込んで拡充強化し、名称を新法人設立支援タイプに変更する。

## ＜助成内容＞

### （1）研修指導経費助成

#### ○助成額

研修生1人当たり9万7千円/月、最長48ヶ月間

（ただし、25ヶ月目以降の助成額は月額最大4万8千円）

#### ○助成対象経費

##### 【教育研修助成金】

研修指導者が研修生に対して、新たな農業法人設立に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるために実施する指導を行うことへの助成及び就農に必要な各種資格取得に向けた講習費、テキスト購入費、受験料への助成

##### 【外部講師謝金】

研修を実施する農業法人等以外の先進的な農業法人、専門的な知識を有する者が研修生に対して指導を行う際の謝金

##### 【旅費】

研修生に対する研修実施及び資格取得に必要な交通・宿泊費（農業会議が開催する指導者養成研修会および事業説明研修会への交通費を含む）

##### 【雇用保険料、労働者災害補償保険料】

研修実施に当たって研修生を対象に加入する雇用保険料、労働者災害補償保険料の事業主負担分

### （2）指導者研修費助成

#### ○助成額

研修生1人当たり12万円/年

※ ただし、研修生1人当たりの助成金総額は年間120万円が上限であるため、この内数で研修指導経費助成と指導者研修費助成の合計を調整する。

※ また、25ヶ月目以降の研修生1人当たりの助成額は6万円で、助成金総額は年間60万円が上限となっている。

### ○助成対象経費

研修生を指導する者または経営者等が、農業法人等における人材育成や労務管理等の向上に必要な知識を習得するため、専門的知識を有する者等から指導を受ける際の謝金やテキスト購入費、セミナー受講料、研修に必要な交通・宿泊費等

### (3) 語学研修費助成

#### ○助成額：

研修生1人当たり3万円/月 ※助成期間は最長6ヶ月間

#### ○助成対象経費

研修生が定住外国人の場合であって、研修生が日本語研修を受けるために事業実施農業法人等が日本語教育機関に支払った経費、テキスト購入費等

### <助成期間>

#### 最長4年間(48ヶ月間)

※研修実施期間が3ヶ月未満の場合は助成不可。

※事業の単年度化に伴い、次年度以降の研修は別途予算を措置して支援

※25ヶ月目以降の研修を継続する場合は、別途審査

→ 25ヶ月目以降に研修を継続する場合は、「研修実施計画書(継続)」(様式研第2号-2)を提出して審査

※ なお、当初から2年以内の研修計画の場合は、応募の際に「研修実施計画書」(様式研第2号-1)とともに、「新法人設立研修計画書」(様式研第2号-3)のうち、「5 法人独立のための生産基盤、農地、施設、販路等の確保に関する計画」を併せて提出して審査

### <主な事業要件> 平成30年度内規(案)より

#### 【農業法人等】

○ 農業法人等において、過去に本研修の研修生として研修実施年度の5ヵ年度前から前年度までに研修を開始した研修生(以下「過去に受け入れた研修生」という。)の数が2人以上いる場合、原則として農業に従事している研修生の数が過去に受け入れた研修生の数の2分の1以上<sup>(※)</sup>であること。ただし、過去に受け入れた研修生の死亡や天災その他やむを得ない事情であると本会が認めた場合は、過去に受け入れた研修生から除くことができるものとする。